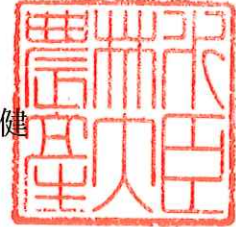


29 消安第 6617 号
平成 30 年 3 月 22 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 齋藤 健



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、下記の事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、「食品残さ加工肥料（食品由来の有機質物（食品加工場等における食品の製造、加工又は調理の過程で発生した食用に供することができない残さを除く。）を加熱乾燥し、搾油機により搾油したものをいう。）」を公定規格として定める。

